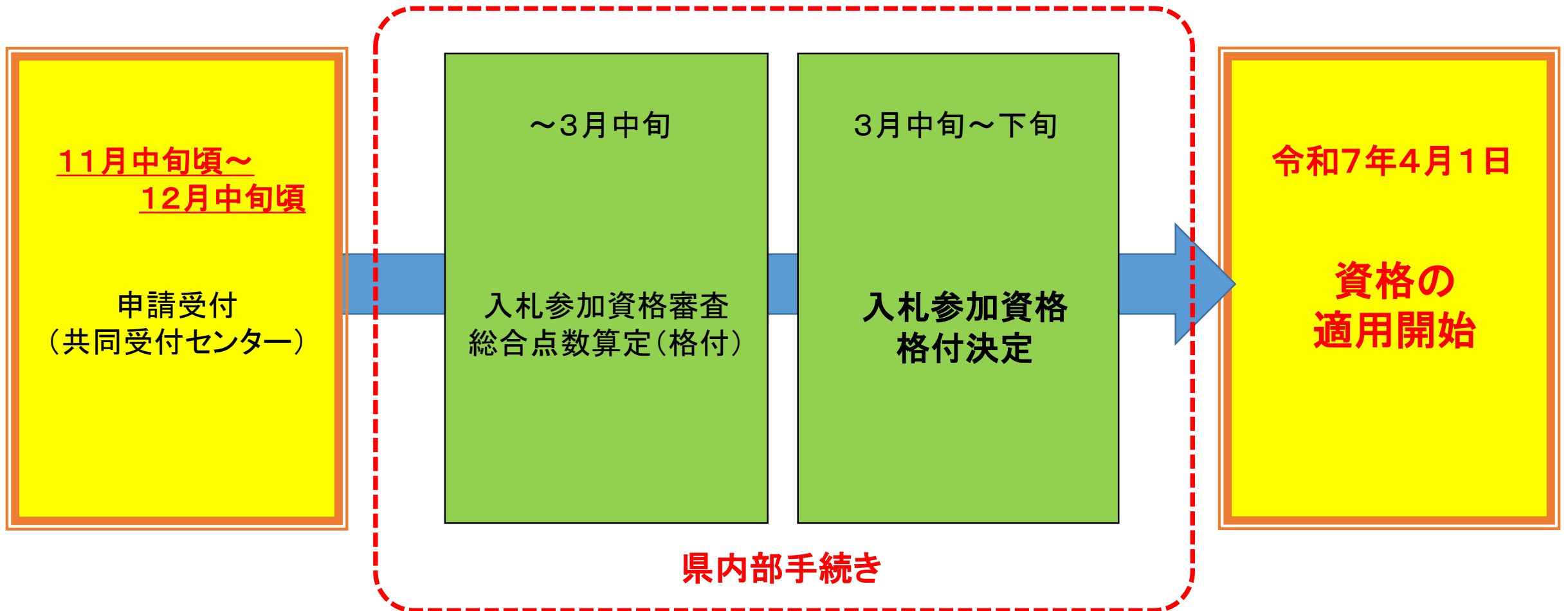


令和7・8年度(2025・2026年度) 入札参加資格審査格付基準について

令和6年9月
茨城県土木部監理課

令和7・8年度入札参加資格審査(格付)スケジュール



入札参加資格審査における総合点数について

$$\text{総合点数} = \text{経営事項審査評価点} + \text{技術等評価点}$$

【全国統一の基準で客観的に評価】

【県が設定した基準で客観的に評価】

経営事項評価点

(経営事項審査総合評定値)

項目区分		審査項目	評点幅
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	99 ~ 577
	X2	自己資本額及び利益額	68 ~ 342
経営状況	Y	経営状況分析	0 ~ 319
技術力	Z	技術職員数及び元請完成工事高(許可業種別)	114 ~ 610
その他の審査項目	W	その他社会性等に関する事項	-275 ~ 311
総合評定値(P)			6 ~ 2,159

+

技術等評価点

項目区分	評点幅
工事成績	~ 381
技術者の確保・育成	0 ~ 60
社会貢献活動	0 ~ 30
働き方改革	0 ~ 20
ICT施工	0 ~ 10
ダイバーシティ	0 ~ 40
労働安全衛生	0 ~ 5
指名停止	下限なし ~ 0
監督処分	下限なし ~ 0
技術等評価数値	0 ~ 546

※ 格付業種(土木、建築、電気、管、舗装)については、総合点数に応じて等級別登録(格付)を行い、有資格者名簿に登載。

(S)
A
B
(C)

審査(格付)基準の改正の概要

○ 技術等評価項目の一部廃止、追加。

本年4月より建設業にも時間外労働の上限規制が義務となったことから、評価項目のうち「労働条件審査」は廃止し、新たに、賃上げ原資の確保を含め、労務費等の適切な価格転嫁や取引の適正化を促進するため、「パートナーシップ構築宣言企業」の認定を加える。

○ その他の審査(格付)基準や評価項目については、継続。

※ パートナーシップ構築宣言企業

- ・ 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議が実施する制度で、企業が取引先との共存共栄の関係の構築等を目指した取組についての宣言を作成し、ポータルサイト上に公表される制度です。
- ・ 詳細については、以下のURLをご確認ください。

[「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト \(biz-partnership.jp\)](https://biz-partnership.jp)

令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)基準(1)

1 格付対象業種及び技術者要件等

業種	等級	技術者基準	許可区分	総合点数基準	発注標準金額
土木	S	12人(5人)	特定	1,120点以上	4千万円以上
	A	5人(2人)		900～1,119点	3千万円以上2億円未満
	B			720～899点	1千万円以上3千万円未満
	C			719点以下	1千万円未満
建築	S	9人(5人)	特定	1,040点以上	4千万円以上
	A	4人(2人)	特定	900～1,039点	3千万円以上2億円未満
	B			680～899点	1千万円以上3千万円未満
	C			679点以下	1千万円未満
電気	A	6人		870点以上	1千万円以上
	B			869点以下	1千万円未満
管	A	4人		740点以上	1千万円以上
	B			739点以下	1千万円未満
舗装	A	5人		920点以上	1千万円以上
	B			919点以下	1千万円未満

【法定外の労災保険の加入】

入札参加資格審査の審査基準日又は申請日現在において、法定外の労災保険の加入を条件とする。

注1) 技術者基準は、直近の総合評定値通知書に記載された技術職員数の計。なお、()は1級技術者数で内数。

注2) 舗装については、申請日現在において「舗装工事特別技術職員数基準」のいずれかを満たすことが必要。

【舗装工事特別技術職員数基準】

1級舗装施工管理技術者	1名
2級舗装施工管理技術者	2名
1級建設機械施工管理技士	1名
2級建設機械施工管理技士(第3～5種)	1名

令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)基準(2)

2 技術等評価項目の概要

※ 技術等評価項目での加点は、県内に本店を有する者に限ります。

区分	項目	内容(改正は下線部)	配点
一部廃止、 追加	働き方改革	<p>以下により算出する数値の和(上限20点)</p> <p>(1)「働き方改革優良企業」の認定を受けている企業に対して5点、「働き方改革推進企業」の認定を受けている企業に2点(重複加点は行わない)。 「働き方改革優良企業」又は「働き方改革推進企業」であって、週休2日又は4週8休に取り組んでいる場合は5点加算。</p> <p>(2)「健康経営優良法人」の認定を受けている企業に20点、「いばらき健康経営推進事業所」の認定を受けている企業に2点(重複加点は行わない)。</p> <p>(3)「<u>パートナーシップ構築宣言</u>」の承認を受けて公表されている企業に対して5点。</p>	<p>最大20点</p> <p>(1) 上限10点</p> <p>(2) 上限20点</p> <p>(3) 5点</p>
<p>○「働き方改革」の加点方法 以下により算出する数値の和(但し、上限20点)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>○働き方改革優良企業【5点】 又は ○週休2日の取組【5点】 ○働き方改革推進企業【2点】</p> <p style="text-align: center;">+</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>○健康経営優良法人【20点】 又は ○いばらき健康経営推進事業所【2点】</p> <p style="text-align: center;">+</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○パートナーシップ構築宣言企業【5点】</p> </div>			

令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)基準(3)

区分	項目	内容	配点															
継続	工事成績	<p>(過去4年度(建築は過去10年度)の工事成績の平均点－65)×補正係数×10点</p> <p>《補正係数》</p> <table border="1" data-bbox="912 568 1893 886"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>平均点80点以上</th> <th>平均点65～79点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2～4件</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>5～8件</td> <td>1.06</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>9件以上</td> <td>1.09</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事の種類ごとに算出。 ※表内の件数は過去4年度(建築は過去10年度)の工事件数の合計 ※平均点数65点未満の場合にはα(補正係数)を乗じない。</p>	件数	平均点80点以上	平均点65～79点	1件	1	1	2～4件	1.03	1.01	5～8件	1.06	1.02	9件以上	1.09	1.03	<p>最大 381点</p>
件数	平均点80点以上	平均点65～79点																
1件	1	1																
2～4件	1.03	1.01																
5～8件	1.06	1.02																
9件以上	1.09	1.03																

令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)基準(4)

区分	項目	内容	配点
継続	技術者の確保・育成	<p>(1)雇用している技術者数に応じて加点 (上限40点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理技術者の数×3点 ・ 1級技術者の数×2.5点 ・ 監理技術者補佐の数×2点 ・ 登録基幹技能者の数×1.5点 <p>(2)CPDS及び建築CPDの一定の学習履歴を有している職員の在籍(3点)及び過去2年における取得ユニット又は単位の総数に応じて加点(10ユニット又は10単位ごとに1点加点)(上限10点)</p> <p>(3)経営事項審査の審査基準日から前1年間に増加した35歳未満の常勤の技術職員のうち、インターシップ、就職説明会等、若年者の入職を促す取組による入職者数×5点を加点(上限10点)</p>	<p>(1)上限40点</p> <p>(2)上限10点</p> <p>(3)上限10点</p> <p>最大60点</p>

令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)基準(5)

区分	項目	内容	配点
継続	労働安全衛生	建設業労働災害防止協会に加入している場合に加 点(5点)	5点
	指名停止	指名停止期間により▲5点～(下限なし)の減点	下限なしの 減点
	監督処分	(1)処分の内容に応じて▲10点～▲40点の減点 (2)監督処分について経営事項審査で減点されてい ない場合、内容に応じて、指示処分▲21点、営業 停止▲43点減点	下限なしの 減点

令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)基準(6)

区分	項目	内容	配点
継続	社会貢献活動	<p>(1) 茨城県等との防災協定に基づく要請を受けて防災活動を行う建設業者(県との協定10点、県以外との協定5点)※重複加点は行わない。</p> <p>(2) 茨城県との防災協定に基づき実際に防災活動を行った者(5点×回数)(上限10点)</p> <p>(3) 茨城県又は県内市町村からの要請に基づき防疫活動を行った者(5点×回数)(上限10点)</p>	<p>(1) 上限10点</p> <p>(2) 上限10点</p> <p>(3) 上限10点</p> <p>最大30点</p>
	ICT施工	<p>国、県、市町村又は特殊法人が発注したICT活用工事を元請として施工した実績を有する者に加点(県外において施工したものを含む)。対象とするICT活用工事は、発注者が定める要項等に基づき、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」、「出来形管理」のいずれかのICT施工技術を活用して行った工事とし、その実施について設計図書に明示されている者に限る。</p>	10点

令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)基準(7)

区分	項目	内容	配点
<p>継続</p> <p>○「特定技能」とは ・即戦力の人材として、日本で働くうえで必要な知識や経験を有する外国人の在留資格。</p> <p>○「技術・人文知識・国際業務」とは ・専門性のある職業に就くための専門的・技術的分野の在留資格の一つ。</p>	<p>ダイバーシティ</p>	<p>(1)女性・若年者の活躍(上限20点) 総合評定値通知書に記載された常勤の技術者のうち、女性又は35歳未満の若年者の人数×5点</p> <p>(2)外国人材の活用 特定技能1号若しくは2号又は技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する者を常勤の職員として雇用している者に対して10点</p> <p>(3)障害者雇用(上限10点) 以下の①～③のいずれかにより算出する数値 ①障害者雇用報告義務がある場合 法定雇用障害者数を超える人数×5点 ②障害者雇用報告義務がない場合 障害者の雇用人数×5点 ③茨城県障害者雇用優良認定企業に10点</p>	<p>(1)上限20点</p> <p>(2) 10点</p> <p>(3)上限10点</p> <p>最大40点</p>

茨城県土木部監理課

〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978-6

お問合せ
TEL:029-301-4334

茨城県建設業担当ホームページ

